

**性の多様性に係る
相談対応ハンドブック
(教職員用)**



埼玉県マスコット

「コバトン&さいたまっち」

令和5年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

目 次

1	ハンドブックの構成と活用に当たってのお願い	1
2	相談対応フローチャート	2
3	Q&A	
	Q 1 「児童生徒から性の多様性に関する相談を受けたときの 対応は？」	3
	Q 2 「相談を受けた教職員は、その内容を報告・共有すべき ですか？」	6
	Q 3 「支援のための組織づくりは、どのような考え方で行う とよいですか？」	8
	Q 4 「校内での情報共有等に当たって大切なことは何ですか？」	9
	Q 5 「当該児童生徒への支援の実施についての基本的な考え 方は何ですか？」	11
	Q 6 「学校外の専門家等と連携するときに大切なことは何で すか？」	14
	性の多様性関連用語集	16
	参考資料	18

＜ハンドブックの構成と活用に当たってのお願い＞

【構成】

- 本ハンドブックに記載した「フローチャート」は、LGBTQの児童生徒などセクシュアリティに関する悩みを抱える児童生徒からの相談対応の流れを示したものです。
- 「フローチャート」に記載した相談対応の各段階での主な留意点について、より詳しい内容は「Q&A」を参照してください。
- 「Q&A」の「ポイント」には、「参考資料」に掲げた国や埼玉県の刊行資料の内容を整理して記載しました。

【活用に当たってのお願い】

- ハンドブック本編にも記載がありますが、セクシュアリティに関する悩みを抱える児童生徒からの相談対応の基本は、「個別の事案に応じて当該児童生徒の心情に配慮すること」及び「当該児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮の均衡を取ること」です。
- このことを踏まえ、児童生徒に寄り添った相談対応のため、本ハンドブックを御活用ください。

相談対応フローチャート

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

相談者（児童生徒）

教職員（担任・養護教諭等）

相談を受けた教職員による対応 Q1

* 対応のポイント・留意点

- 否定・決めつけをせず、相談を肯定的に受容する。
- 何に困っているのか聞く。
- 誰に話しているのか、情報を共有してよいかを確認する。
- 当該児童生徒との対話を継続的に行う。
- 必要に応じて相談先などについて情報を提供する。

- ・ 普段から、相談しやすい環境づくりを進めることが大切です。
- ・ いじめや差別を許さない生徒指導・人権教育等を行うことが支援の土台になります。
- ・ 教職員用リーフレットを参照してください。
* 「ひとりひとりが 自分らしく生きる」

報告・共有

ポイント Q2

- ・ 相談を受けた教職員が自分だけで抱え込まない。
- ・ アウティングをしない。



組織としての対応

- 基本的姿勢
 - ・ 状況に応じた個別対応
 - ・ 当該児童生徒の秘密の厳守
 - ・ 当該児童生徒の情報管理
- 支援のための組織づくり **Q3**
 - ・ 構成例：管理職、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、学校医 等
 - ・ 参考：文部科学省教職員向け資料（P3・7）
- 校内での情報共有等 **Q4**
 - ・ 性的マイノリティについての基本的な知識や対応等に関して理解する。
 - ・ 当該児童生徒・保護者に情報共有の意図を説明し、理解を得る。
- 当該児童生徒への支援の実施 **Q5**
 - ・ 当該児童生徒・保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める。
 - ・ 他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進める。
 - ・ カミングアウトについての相談・支援が必要になることもある。
- 支援を評価
 - ・ 教職員による評価の他、当該児童性・保護者からも聞き取りをするなどして、参考にする。

連携
相談
助言
支援

専門家・関係機関等 Q6

- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 教育委員会
- ・ 大学、支援団体
- ・ 医療機関 等

相談窓口

- ・ 東京弁護士会
セクシュアル・マイノリティ電話法律相談
03-35581-5515
- ・ よりそいホットライン
0120-279-338
#4がLGBTQの相談です
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター
With You さいたま
048-600-3800
- ・ 埼玉県立精神保健福祉センター
048-723-6811
- ・ 埼玉県立総合教育センター
よいこの電話教育相談
#7300または
0120-86-3192

PDCAサイクルによる改善・見直し

Q1. 児童生徒から性の多様性に関する相談を受けたときの対応は？

A. 悩みや不安を抱える児童生徒に寄り添い、良き理解者となるよう以下のポイントに留意して対応しましょう。

ポイント1 否定・決めつけをせず、相談を肯定的に受容しましょう。

→ 相談を受けたときは、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。

また、児童生徒のセクシュアリティを決めつけず、その時に当該児童生徒が直面している困難に対して対応策を考えていくことが大切です。

さらに、支援のためであっても、児童生徒が望まない形でセクシュアリティについて根掘り葉掘り聞かれることも本人にとっては苦痛になります。本人の意思を尊重した対応に心がけてください。

なお、例えば、戸籍上の性別によく見られる服装や髪型をしていない児童生徒に対して、そのことを一方的に否定したり揶揄したりするなど、LGBTQの存在を否定するような発言は避けましょう。

ポイント2 「なぜ話してくれたのか」ということを確認しましょう。

→ 知ってほしいだけなのか、具体的に困っていることがあって支援を求めているのか確認できると望ましいです。

当該児童生徒が直面している困難に対して、本人が「どうしていきたい

か」を確認して、自己決定させるというプロセスを大切にすることも考えられます。

ポイント3 「だれに話しているのか」、「だれに情報を提供してよいか」を確認しましょう。

→ 自身のセクシュアリティについて相談するかどうか、どこまで相談するかは、当該児童生徒の意思を尊重しなければなりません。

児童生徒が自身のセクシュアリティを秘匿したい場合があることに留意が必要です。

一方で、学校での効果的な対応のためには教職員間で情報共有が欠かせないことから、児童生徒やその保護者に対して、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけも必要です。

👉 6 ページ 「Q 2 相談内容の報告・共有」参照

👉 1 2 ページ 「Q 5 支援の実施」**ポイント4, 5**参照

ポイント4 児童生徒との対話を継続的に行えるようにしましょう。

→ 児童生徒が抱えるセクシュアリティに関する悩みや違和感は、変動がありうるものとされています。

その時々の子どもの状況などに応じた支援につなげるためにも、対

話を継続的に行えるような信頼関係の構築が不可欠です。

ポイント5 必要に応じて、相談先などについて情報を提供しましょう。

→ 本人の意思の尊重を前提として、教職員が相談先や情報収集のための書籍等を知っておくことも寄り添った相談支援になります。

埼玉県では、人権教育課ホームページや児童生徒用リーフレットなどに相談窓口を掲載しています。

[相談窓口例]

<p>よりそいホットライン 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター TEL相談 0120-279-338 性的少数者の相談は、ガイダンスに沿って#4を押してください。 FAX相談 0120-773-776 通話による聞き取りが難しい方 ★24時間無休</p>	<p>東京弁護士会 セクシュアル・マイノリティ電話法律相談 TEL相談 03-3581-5515 ★毎月第2・第4木曜日（祝祭日の場合は翌金曜日） 17時～19時</p>
<p>下の2つは、専門ではありませんが、なやみごと・心配ごとを聞いてくれる相談先です。</p>	
<p>埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 TEL相談 #7300 または 0120-86-3192 Eメール相談 soudan@spec.ed.jp ★Eメール相談の受信確認・返信は、平日9時～17時まで</p>	<p>埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) TEL相談 048-600-3800 ★月～土 10時～20時30分 (祝日・第3木曜日・年末年始を除く)</p>

出典：児童生徒用リーフレット「たくさんの色 ふれ合おう。」

(埼玉県教育委員会、令和3年度)

Q2. 相談を受けた教職員は、その内容を報告・共有すべきですか？

A. 相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校内で報告・共有しましょう。

また、アウティング(※)をしてはいけません。

(※)アウティングとは「本人の意に反して、または同意なく他者にセクシュアリティを伝えること」です。

ポイント1 当該児童生徒の支援は、組織的に取り組むことが重要です。

→児童生徒が、相談をしてきた教職員以外の教職員に対して秘匿を求める場合も考えられます。

児童生徒の意思は尊重しなければなりません、一方で、学校での効果的な対応のためには教職員間で情報共有が欠かせないことから、児童生徒やその保護者に対して、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけも必要です。

☞ 4 ページ 「Q 1 相談を受けたときの対応」 **ポイント3**参照

9 ページ 「Q 4 校内での情報共有等」参照

ポイント2 当該児童生徒のセクシュアリティについて第三者に共有する必要がある

場合は、必ず当該児童生徒の了承を得てからにしましょう。

→ アウティングはプライバシーの侵害、命の危険につながる場合があります。

参考 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例 第4条第3項

何人も、正当な理由なくアウトティングをしてはならない。

保護者が受容していない場合も考えられますので、保護者に相談する
必要が生じた場合も、児童生徒の了承を得てから伝えましょう。

ポイント3 アウトティングをする「正当な理由」とは、生命の危険の緊急性がある場
合などが考えられます。

Q3. 支援のための組織づくりは、どのような考え方で行うとよいですか？

A. 個別の事案に応じて、児童生徒の心情等に配慮した対応ができる体制を整えましょう。

ポイント1 学校内外の連携に基づく支援チームを作り、ケース会議などのチーム支援会議を適宜開催できる体制を整えましょう。

→支援チームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議等と重なる部分もあり、それを活用することも考えられます。

ただし、個別の事案に応じた体制づくりが重要であることから、必要に応じて専門家や関係機関との連携も含めた効果的な体制を整えましょう。

☞ 14ページ 「Q6 学校外の専門家等との連携」参照

なお、支援のための体制が、本人が望む体制と支援に必要な体制が必ずしも一致するとは限りません。そのような場合、校内研修等を行ったうえで、本人の意思を尊重できる体制であることについて本人の理解を求めることも必要です。

☞ 9ページ 「Q4 校内での情報共有等」参照

ポイント2 支援チームにおいて組織的な支援を検討するに当たっては、「本人の行動のよしあし」ではなく、「本人の困りごと」に対して「学校ができること、できないこと」を考えるようにすることが大切です。

☞ 11ページ 「Q5 支援の実施」参照

Q4. 校内での情報共有等に当たって大切なことは何ですか？

A. 当該児童生徒や保護者からの理解を得ることが大切です。

ポイント1 教職員が性の多様性について理解を深めましょう。

→ チームで支援するために、教職員が性の多様性について共通理解をすることは大切です。

また、教職員が性の多様性について理解を深める取組をしていることを、当該児童生徒や保護者に伝えることは、学校の組織的な支援に対する理解や円滑な支援につながります。

校内研修等を実施する際は、以下の資料を参考としてください。

【埼玉県、埼玉県教育委員会刊行資料】

- ・学校における性的指向・性自認に係る幼児児童生徒への対応に関する状況調査報告書」（令和2年度）
- ・教職員用リーフレット「ひとりひとりが 自分らしく生きる」（令和2年度）
- ・「学校における性の多様性を尊重した相談支援体制の充実に向けた検討会議（報告書）」（令和3年度）
- ・児童生徒用リーフレット「たくさんの色 ふれ合おう。」（令和3年度）
- ・県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック（令和3年度）

【文部科学省資料】

- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応について（教職員向け）」（平成28年度）
- ・「生徒指導提要」（令和4年度）

ポイント2 情報共有の意図や必要性を十分説明しましょう。

→ 学校での効果的な対応のためには教職員間で情報共有が欠かせないことから、児童生徒やその保護者に対して、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけが必要です。

👉 6ページ 「Q2 相談内容の報告・共有」参照

Q5. 当該児童生徒への支援の実施についての基本的な考え方は何ですか？

A. 個別の事案に応じて支援を進めるとともに、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが大切です。

また、当該児童生徒が校内でカミングアウトを望む場合に、学校としての相談支援も大切です。

ポイント1 当該児童生徒の心情に配慮し、本人の意思を尊重しましょう。

→ 児童生徒が求める支援は、当該生徒が有するセクシュアリティに関する悩みや違和感の強弱に応じて様々です。また、こうした違和感等は、成長に従い減ずることも含めて変動があり得るものとされています。

また、児童生徒が本人の状況を秘匿したいかどうか、情報共有する範囲はどこまでか、等も一人一人異なります。

学校として先入観をもたず、その時々 of 児童生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要です。

ポイント2 他の児童生徒等への配慮も大切です。

→ 当該児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っているなどの例があります。

ポイント3 学校生活の様々な場面で実施できる支援方策を。検討しましょう。

[個別の支援の具体例]

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

ポイント4 当該児童生徒が校内でカミングアウトを希望する場合は、本人と相談し、必要な支援をしましょう。

→ カミングアウトは本人の意思で行うものです。

児童生徒が校内でカミングアウトを希望する場合、「いつ」、「だれに」、「どこで」、「どのように」カミングアウトするのか、具体的に確認するようにしましょう。

また、カミングアウトした後で人間関係の変化があり得ることや、カミングアウトした後も学校として相談支援を続けることを本人に伝えることも大切です。

ポイント5 カミングアウトを強要してはいけません。

→ カミングアウトは支援のゴールではありません。

また、全ての事案で当該児童生徒がカミングアウトしなければならないものでもありません。

児童生徒にカミングアウトの意思がない場合は、カミングアウトをしなくても大丈夫なように支援することが大切です。

Q6. 学校外の専門家等と連携するときに大切なことは何ですか？

A. 画一的な対応ではなく、個別の事案における当該児童生徒や家庭の状況などに応じて対応することが大切です。

☞ 8ページ 「Q3 支援のための組織づくり」参照

ポイント1 連携は当該児童生徒等の意向を踏まえることを原則に、連携先となる

医療機関等を知っておくことは効果的な支援体制の構築につながります。

→ 医療機関等の専門機関は、学校が専門的知見を得て、他の児童生徒や保護者等に対する説明のための情報になります。

また、当該児童生徒から相談を受ける場合であっても、本人が適切な知識を持っているとは限らないことから、専門機関との連携を図ることは重要です。

なお、当該児童生徒やその保護者の同意が得られない場合でも、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることも考えられます。

ポイント2 学校外との連携に当たり、チームとしての守秘義務を徹底しましょう。

→ セクシュアリティに関する悩みや不安を抱える児童生徒に対する相談支援に限らず、外部との連携に当たっては個人情報の守秘が問題になることがあります。

このことについては、生徒指導提要（文部科学省 令和4年度）の下記の記述が参考になります。

【81ページ (2) 学校外の専門機関等と連携したチーム】

SC や SSW、医師、警察官などは、それぞれの職能団体が定めた倫理綱領や法によって守秘義務を負っています。そのことを相互に理解し、尊重することが必要です。その一方で、児童生徒の指導・援助に当たっては情報の共有は欠かせず、通告の義務が生じる場合もあることから、チームのメンバーは、守秘義務を理由にすることで支援が妨げられないように、必要な情報共有を行うという意識を持つことが求められます。

チームを組めば、そこには必ず守秘義務が発生します。たとえ立場の違う者同士がチームを組むとしても、チーム内での守秘義務が徹底されるならば、それぞれの立場における守秘義務を盾にしなければならないケースは減ると考えられます。したがって、チーム内での守秘義務の徹底は、良好な連携・協働を進めるための大前提と言えるでしょう。

<性の多様性関連用語集>

アウトティング	ある人のセクシュアリティを、その人の同意なしに周囲に言いふらしてしまうこと
アセクシュアル(無性愛者)	恋愛感情や性的欲求をもたない人。「A(エイ)セクシュアル」ともいう。
アライ(Ally)	自分のジェンダーやセクシュアリティにかかわることだけではなく、自分とは異なるジェンダーやセクシュアリティをめぐる差別問題を自分の問題として理解し、行動する人。
Xジェンダー	男性、女性、どちらでもない、もしくは、どちらでもある性別として生きたい人。海外ではノンバイナリティ(NB)、ジェンダーキアともいう。
LGBT(LGBTQ)	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を取り、それぞれの差異と連帯を表した言葉。クエスチョニングを加えてLGBTQと表す場合もある。
カミングアウト	これまで公にしていなかった自分のセクシュアリティを自分の意志で他の人に伝えること。閉じこもっていたクローゼットから表に出ていくことが語源とされている。 (Coming out of the closet)
クエスチョニング	自らのジェンダー／セクシュアリティについて、明確なアイデンティティをもっていない(あるいは、より積極的にもたない)人。あるいは、性自認や性的指向の区分自体に疑問を感じ、あえてもたない人。キアともいう。
シスジェンダー	生まれたときに割り当てられた性別と、自分が社会的、感情的、身体的に認識している性別(性自認)とが一致していること／人。多数の人がシスジェンダーであり、「普通」「当たり前」とはいわない。
ジェンダー	人を「女」「男」という2つのカテゴリーに分別する、社会的文化的な規範ないし観念。
性自認(ジェンダー・アイデンティティ／性同一性)	自らをどんな性別である／ない、と考えるのかなど、自分が社会的、感情的、身体的に認識している性別のアイデンティティ。
ジェンダー・バイアス	性別による偏見や固定観念。「男らしさ」「女らしさ」は、性別により固定されるものではない。
ジェンダー・フルイド	固定的な性自認をもたず、流動的な性を自認して生きること／人。
性的指向(セクシュアル・オリエンテーション)	自分がどのような性別の人に性的・恋愛的に惹かれるか、惹かれられないか、という方向性のこと。
性同一性障害(Gender Identity Disorder:GID)	身体の性に違和感、不快感をもち、体を変え、性自認と一致した性で生きたいと強く望む人が治療を受ける際の診断名。なお、「性同一性障害」の位置付けは、WHOによるICD-

	11（国際疾病分類）では、「精神疾患」及び「障害」から除外され、性の健康状態における「性別不合（gender incongruence）」に変わった。
性別表現／性表現	服装や髪形などの見た目や、言動などで表現される性。「ジェンダー・エクспレッション」ともいう。
生物学的な性（セックス）	生物としてのヒトを「メス」「オス」という2つのカテゴリーなどに分別する生物学・解剖学的知見。
セクシュアリティ	人間の多様な性のあり方の総称。社会的、生物学的、心理的、法的、文化的などの側面を含む。
セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）	その人の性のあり方がマジョリティ（多数者）とは異なる場合、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）と呼ぶ。LGBTQなどを含む。
SOGI（ソジ、ソギ）	Sexual Orientation（性的指向）and Gender Identity（性自認）の頭文字をとった言葉。性的に多数派にあたる人とセクシュアル・マイノリティの人を区別せず、すべての人の性の多様性について考えることができる概念として国際的に用いられている。また、Expression（性表現）を加えた「SOGIE」（ソジー）などの言葉も使われる。
トランスジェンダー	生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別で生きること／人。生まれたときに男性が割り当てられたが、女性として生きる人／生きたい人をトランス女性（MTF [Male to Female]）といい、生まれたときに女性が割り当てられたが、男性として生きる／生きたい人をトランス男性（FTM [Female to Male]）という。
バイセクシュアル（両性愛者）	性的指向が異性と同性の両方に向いていること／人。
パンセクシュアル（全性愛者）	相手の性別、セクシュアリティにかかわらずすべての人が性愛の対象となること／人。
ヘテロセクシュアル（異性愛者）	自分の性自認からみて性的指向が異性に向いていること／人。
ホモセクシュアル（同性愛者）	自分の性自認からみて性的指向が同性に向いている人。女性同性愛者は「レズビアン」、男性同性愛者は「ゲイ」という。*ホモやレズといった省略形は差別的に響く。

<参考資料>

1 埼玉県、埼玉県教育委員会刊行資料等

資料名等	発行等年度
学校における性的指向・性自認に係る幼児児童生徒への対応に関する状況調査報告書	令和2年度
教職員用リーフレット「ひとりひとりが自分らしく生きる」	令和2年度
「学校における性の多様性を尊重した相談支援体制の充実に向けた検討会議」(報告書)	令和3年度
児童生徒用リーフレット「たくさんの色 ふれ合おう。」	令和3年度
県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック	令和3年度

2 文部科学省刊行資料

資料等名	発行等年度
性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について	平成27年度
性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)	平成28年度
生徒指導提要	令和4年度